

第17回 平和主義と自衛隊の海外「派遣」

2006.2.14 室蘭・憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学）

日本国憲法前文：…日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。…

第9条： 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

（1）戦争放棄に向けての世界的な流れ

1791年フランス憲法：征服目的の戦争を放棄

第一次世界大戦後の不戦条約（1928）：国際紛争解決のため、戦争に訴えることを非とする スペイン憲法（1931） フィリピン憲法（1935）

第二次世界大戦後の国際連合憲章（1945）：加盟国の自衛権行使としての武力行使は、現実の武力攻撃が発生した場合で、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間の暫定的なもの フランス憲法（1946）、ブラジル憲法（1946）、イタリア憲法（1947）、ドイツ基本法（1949）、ビルマ憲法（1949）

日本国憲法（1947）、コスタリカ憲法（1949）

民主党「憲法提言」：「国連憲章上の『制約された自衛権』」

（2）憲法9条の解釈学説

従来型の学説

9条1項の解釈

A説：1項で放棄されているのは侵略戦争で、自衛戦争は放棄されていない

B説：1項において、自衛戦争を含むすべての戦争が放棄されている

9条2項の解釈

A説：「前項の目的」 = 「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することと 2項の戦力保持の禁止 自衛戦争を含むすべての戦争を放棄

A 説：「前項の目的」 = 侵略戦争の放棄という目的 侵略戦争のための戦力保持の禁止 自衛戦争・自衛戦力は放棄されていない

高橋和之教授の議論

「学説は、ある程度譲歩して、自衛隊を合憲化する憲法改正を主張するなり、政府の解釈を認めて、その上で自衛隊のコントロールをどうするかということに議論の中心を移した方が、日本の立憲主義の定着化を進めていくためにはより良いという意見がある」長谷部恭男教授の議論（長谷部恭男『憲法と平和を問い合わせなおす』ちくま新書（2004））

- ・国家は仮想の人格であって、自己保存の権利をもたないので、「国家の自衛権」論は不条理
- ・憲法9条を「穏和な平和主義」と解し、国民の防衛サービスとして自衛のための実力組織の保持を認める
- ・防衛サービスの問題は民主的な決定に馴染まない

不十分な情報／防衛組織による利己利潤最大化の要求／民族感情や幻想に基づく決定／取り返しのつかない効果

「合理的自己拘束」としての憲法9条／9条の改憲は不要でありむしろ害悪

（3）9条をめぐる裁判

警察予備隊違憲訴訟（最大判 1952.10.8）

…警察予備隊の設置・維持に関するいっさいの行為が憲法9条に違反し無効であることの確認を求めて、直接最高裁判所に提起

最高裁は、抽象的違憲審査の権限をもたないとして、却下

砂川事件

…米軍使用の立川飛行場に、飛行場拡張反対のデモ隊のうち数名が同飛行場内に立ち入ったとして、安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法2条（合衆国軍隊が使用する施設または区域を侵す罪）違反で起訴

<第1審（東京地判 1959.3.30）>

駐留米軍は憲法違反。駐留米軍を保護するためにとくに重い刑罰を科している刑事特別法は違憲・無効

<最高裁（最大判 1959.12.16）>

憲法の平和主義は、他国に安全保障を求める禁じていない

安保条約は高度の政治性を有するものであって、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、司法裁判所の審査には、原則としてなじまない

=「統治行為」論

恵庭事件（札幌地裁 1967.3.29）

…自衛隊の演習騒音に悩まされた被告人が、基地内の演習用電信線を切断し、自衛隊法121条の防衛用器物損壊罪違反で起訴

自衛隊の持つ武器・弾薬・航空機など防衛用器物を損壊すると、5年以下の懲役か5万円以下の罰金

電信線は、防衛用器物に当たらず無罪

長沼事件

…ミサイル基地建設に反対する地元住民が、基地建設のために保安林の指定を解除した
処分の取消しを求める

<第1審（札幌地判 1973.9.7）>

自衛隊は憲法違反

<控訴審（札幌高裁 1976.8.5）>

・住民には訴えの利益がない

・自衛隊が違憲か否かは、「統治行為」に属し、司法審査の範囲外

<最高裁（最判 1982.9.9）>

訴えの利益がないとして、上告を棄却

（4）自衛隊・海外「派遣」の動き

1989 「冷戦」の終結

1991 湾岸戦争の勃発 自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣

1992 P K O（国連平和維持活動）協力法の制定 カンボジア等に自衛隊を派遣

P K O参加 5原則一紛争当事者停戦合意、紛争当事者受け入れ同意、活動の中立性、以上の条件が崩れた場合の撤収、要員の生命・身体の防衛に限定した武器使用（個々の隊員の判断 上官の命令（1998）/ P K F（平和維持軍）への参加凍結 参加可能に（2001）

1993 「政治改革」ブームの中、衆議院が小選挙区制を導入（1994） 社会党の衰退

1997 新日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）の策定

1999 周辺事態法の成立 日本の「周辺」地域にて、米軍のための物資の補給・輸送、兵員の輸送・傷病者の治療・通信・空港・港湾の提供・整備等の「後方支援」を日本が行う

2001 アメリカで同時多発テロ テロ対策特別措置法の成立 インド洋へ自衛隊派遣

2003 武力攻撃事態法、自衛隊法の「改正」等、有事三法の成立

米英軍等によるイラク攻撃 イラク復興支援特別措置法の成立 イラクへ自衛隊派遣

（5）憲法と現実との「乖離」？

民主党「改憲提言」に見られる、改憲の動機

「私たちは曖昧さのつきまとう憲法解釈が、国際社会の要請や時代の変化に鋭く反応する気概をこの国の人々から喪失させているのではないかという懸念を抱いている。その上、日本ではいま、既成事実をさらに積み重ねて憲法の『形骸化』を目論む動きがある。…いまや憲法の『空洞化』が叫ばれるほどになっている。いま必要なことは、この傾向に歯止めをかけて、憲法を鍛え直し、『法の支配』を取り戻すことである」

「乖離」を説明する試みとしての「憲法変遷」論

憲法の規定の文言になんら改定が加えられることなく、国家機関の有権解釈や慣行などによって、事実上その規範意味が変わる

従来の憲法学者の通説は憲法制定当時における9条の規範的意味を正しくとらえてい

たが、その後の国際情勢および日本の国際的地位の変化は、こんにち、日本がまったく防衛の努力をしないことを許さず、また、非武装が現実に可能な政策であるかどうか疑問な状況をもたらしていること、および、防衛問題に関する国民の規範意識も変化しており、現在では自衛のための戦力の保持を認めているように思われること、などの点から「9条の意味の変遷を認めざるを得ない」(橋本公亘)

「乖離」は「悪いこと」か？

・「汝の隣人を愛せよ、人の物を盗んではならないというのは、世の中には隣人を愛さないものがあり、人の物を盗むものがいるが、しかしこのようなことは平和な社会生活をいとなむという目的のためには有害であるからこれを規制するのである。だから、ある意味では規範(法を含む)はもともと破られることを前提としているともいえる」(末川博編『法学入門』)

・「現実への9条の規範力は失われているのでは？」という質問に応答する、樋口陽一(全国革新懇『憲法と平和と私』)

憲法9条に現実を合わせる構想

・古関彰一・前田哲男・山口二郎・和田春樹教授らによる「平和基本法」構想

世界は大きな民主化潮流へと向かっている／現在にいたっても自衛隊は正規の「軍隊」ではない／自衛隊を「国土警備隊」「災害救助隊」「国際緊急援助隊」(国連の指揮下で日本の部隊が活動(武力行使も容認))に分割(世界、2005.6)

・水島朝穂教授による自衛隊の平和憲法的解編構想

= 国民自身による真の軍縮

強制された軍縮(1945)

国際災害救援組織

国・地方公共団体・民間に分割。救難、救助任務、機雷・不発弾処理

警察・海上保安庁機能の強化(テロ、難民、不審船に対応)

【参照】渋谷秀樹『憲法への招待』(岩波新書、2001) P.158 ~ 170